

3

個人の県民税

この税金は、県の仕事に必要な費用を広く県民のみなさんに負担していただくもので、個人の市町村民税とあわせて個人の住民税とよばれ、市町村で賦課徴収したあとで県に払い込まれます。

◆ 均等割及び所得割

納める人

毎年1月1日現在で、

- ① 県内に住所のある個人均等割と所得割
- ② 県内に事務所や事業所又は家屋敷を持ち、その事務所などのある市町村内に住所がない個人均等割

納める額

- ① 均等割2,000 円
- ② 所得割課税所得金額×4%（具体的な計算方法は次ページ参照）
※均等割には「森林環境税（巻末参照）」及び均等割の税率の特例措置（下欄外参照）をそれぞれ500円含みます。

非課税

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人均等割、所得割が非課税
- ② 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下だった人均等割、所得割（退職所得を除く）が非課税
- ③ 前年の合計所得金額が次の計算式以下の人均等割が非課税
市町村の条例で定める額 ×（同一生計配偶者＋扶養親族の数＋1）
＋加算額（市町村の条例で定める額）（※）
- ④ 前年の総所得金額等が次の計算式以下の人所得割が非課税
45万円×（同一生計配偶者＋扶養親族の数＋1）＋加算額42万円（※）

※③・④の加算額は、同一生計配偶者又は扶養親族がある場合のみ適用。
詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。



申告と納税

- ① 申告期限は3月15日です。ただし、所得税の確定申告書を提出した人、前年の所得が給与所得のみの人及び公的年金等に係る所得のみの方は申告する必要はありません。
- ② 個人の県民税（均等割及び所得割）は、個人の市町村民税とあわせて次の時期に納めていただきます。
 1. 給与所得者
6月から翌年の5月までの12回に分けて、毎月の給料から差し引かれ、給与支払者が納めます。
 2. 給与所得者以外の所得者
市町村から送付される納税通知書により、6月、8月、10月、翌年の1月の4回に分けて納めます。（市町村により時期が異なる場合があります。）

◆ 個人の市町村民税（均等割及び所得割額）【参考】

個人の県民税と個人の市町村民税は、市町村が両方をあわせて賦課徴収します。

納める人	個人の県民税を納める人と同じ
納める額	① 均等割3,500 円 ② 所得割課税所得金額×6% ※均等割には、均等割の税率の特例措置（下欄外参照）を500円含みます。
非課税	個人の県民税と同じ要件に該当する人は非課税
申告と納税	個人の県民税と同じ

◆ 均等割の税率の特例措置

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が施行されたことに伴い、平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率を年額500円引上げられています。

※山梨県内の市町村では、個人の市町村民税についても県民税と同様に年額500円引上げられています。

◆ 所得割額の計算方法

所得割とは

- ① 所得割とは
国税でいえば所得税に相当する、所得に対して課される個人の住民税のことです。
ただし、所得税とは違い、前年の所得金額をもとに計算されます（所得税は、その年の所得により計算されます）。したがって、令和2年度の所得割額は、平成31年1月から令和元年12月までの所得金額をもとに計算されることになります。以下、計算に必要な用語を説明します。
- ② 所得金額とは
「収入」から「必要経費」を差し引いた金額を指します。
- ③ 総所得金額、総所得金額等とは
所得には、所得税法に定める10種類（利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得、雑所得（年金はこれにあたります）、一時所得、退職所得、山林所得）があり、利子所得から一時所得までの所得金額の合計を「総所得金額」といい、これに退職所得と山林所得を加えた所得金額の合計を「総所得金額等」といいます（退職所得と山林所得は、通常、他の所得と区分して課税される（分離課税といえます）ため、このような呼び方をしています）。また、これらの所得の種類により、必要経費の算定方法が異なります。
- ④ 所得控除とは
一定の要件を満たす場合（例：扶養親族である子供がいる＝扶養控除）に、総所得金額等から一定の額を差し引く控除するものです。具体的な所得控除の種類、控除額は、次ページの表のとおりです。
- ⑤ 課税所得金額とは
総所得金額等から、各種所得控除額を控除した額をいいます。

所得割額の計算方法

以上のことをまとめると、所得割額は以下の計算式により算出されます。

$$\text{【所得割額】} = \text{課税所得金額} \times 4\% + \text{分離課税の額} - \text{税額控除額}$$

$$\text{総所得金額等（前年の収入－必要経費）－所得控除額}$$

■ 給与所得金額の算出方法

給与所得を例にとると、給与収入から差し引くべき必要経費の算定方法は以下のとおりとなります。

この表により算出した額が、給与所得金額となります（他の所得（例えば年金など）では、必要経費の算定方法が異なります）。

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	
から	まで		から	まで		
550,999円まで		0円	1,628,000円	1,799,999円	給与等の収入金額の合計額を「A」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。（算出金額：A）	「A×2.4+100,000円」で求めた金額
551,000円	1,618,999円	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	1,800,000円	3,599,999円		「A×2.8-80,000円」で求めた金額
1,619,000円	1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円	6,599,999円		「A×3.2-440,000円」で求めた金額
1,620,000円	1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円	8,499,999円	「収入金額×90%-1,100,000円」で求めた金額	
1,622,000円	1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円以上		「収入金額-1,950,000円」で求めた金額	
1,624,000円	1,627,999円	1,074,000円				

※令和3年1月1日から適用